

## 申告書の作成は自宅でパソコン・スマホを使用した「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

申告書を印刷し書面で提出するか、e-Taxのどちらかを選ぶことができます。

e-Taxには、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」があります。「マイナンバーカード方式」には、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタが必要です。また、「ID・パスワード方式」には、税務署が発行した電子申告用IDとパスワードが必要です。

【国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>】

### 注意事項



申告相談会場は大変混み合います。感染症対策のため必ずマスク着用の上ご来場ください。領収書などはあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができません。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。

#### ●事業所得（営業・農業）、不動産所得

※収入や経費等を記帳していない方は、自分で計算した後に申告をお願いします。作成した帳簿は7年間、請求書や納品書、領収書等の書類は5年間保存してください。新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からぬ方は、税務課にご相談ください。

#### ●医療費控除

- ①支払った医療費の領収書は、個
- ②年1月になってから支払った領収書は、今回の申告には含みません。
- ③12月分の入院費用を令和3年1月に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。例えば、12月分の入院費用を令和3年1月に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。例えば、12月分の入院費用を令和3年1月に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。例えば、12月分の入院費用を令和3年1月に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。例えば、12月分の入院費用を令和3年1月に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。

人別・病院別に分け事前に集計し明細書を作成してください。  
対象となる領収書は令和2年中に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。例えば、12月分の入院費用を令和3年1月に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。

年1月になつてから支払った領収書は、今回の申告には含みません。

年1月になつてから支払った領収書は、今回の申告には含みません。

#### ●住宅借入金等特別控除

令和2年中に入居し初めて控除を受ける方は、次の書類が必要です。

- ①登記事項証明書または登記簿謄本（抄）本
- ②請負契約書（売買契約書）の写し
- ③住宅取得資金に係る借入金の年未残高証明書
- ④住宅の建築にあたつて補助金の交付を受けた場合は、交付金額を証する書類
- ⑤土地についても控除を受ける場合

#### ●復興特別所得税について

確定申告書への復興特別所得税を受ける方は、次の書類が必要です。  
①登記事項証明書または登記簿謄本（抄）本  
②請負契約書（売買契約書）の写し  
③住宅取得資金に係る借入金の年未残高証明書

各年分は、所得税とあせて復興特別所得税の申告と納付をすることとされています。復興特別所得税額の額は、各年分の基準所得税額（原則としてその年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算し

合は、土地の①②も必要です。  
※2年目以降で税務署から送付された控除証明書をお持ちの方は、③の年末高証明書と控除証明書をご持参ください。

※増改築や中古住宅、認定長期優良住宅について控除を受ける際は、さらに各種証明書が必要です。

### ●その他

申告書や收支内訳書等は、税務課または各支所の窓口に用意しています。

申告期間中は、税務課で申告を受け付けることはできません。

（收入のない方の申告は除きます）。

自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書を申告会場に持参するか、大田原税務署に直接提出してください（大田原税務署へは郵送で提出することもできます）。

以前に生じた損失を引き続き翌年に繰越控除したい方は、令和2年中に申告する所得がなくては、損失申告用の確定申告書を提出しなければなりません（青色申告者の純損失、特定居住用財産や上場株式等に係る譲渡損失は3年）。

町の申告会場で消費税申告書の作成はできません。消費税の申告は、大田原税務署で申告してください。（関連記事12頁）

▼問合せ 税務課町民税係  
☎(72) 6903

